

平成 21 年 12 月 28 日

貸金業制度に関するプロジェクトチーム事務局会議 中間論点整理（暫定版）

内閣府大臣政務官（金融担当） 田村謙治
内閣府大臣政務官（消費者担当） 泉 健太
法務大臣政務官 中村哲治

目 次

1. 改正貸金業法の施行状況	2
2. 貸金市場の状況	3
3. 貸金業者の状況	4
4. 指定信用情報機関制度	5
5. 貸金業市場全般に関する意見	6
6. 貸金業法改正の効果・影響に関する意見	10
7. 多重債務者の状況・対策	16
8. ヤミ金融問題	17
9. 過払金請求	19
10. NPOバンク	21
11. カウンセリング	22
12. その他	23
13. 今後のヒアリング予定	25
貸金業制度に関するプロジェクトチーム事務局会議の開催実績	26

本中間論点整理は、昨年 11 月から 12 月にかけて行った 7 回のヒアリングにおける関係者からの主な意見等について、事務局会議において編集したものである。

1. 改正貸金業法の施行状況

(1) 第一段階（平成 19 年 1 月 20 日施行）

- ・ 罰則の引上げ
超高金利の貸付けや無登録営業に対する罰則を引上げ

(2) 第二段階（平成 19 年 12 月 19 日施行）

- ・ 新貸金業協会設立、取立規制の強化等
自主規制機関として日本貸金業協会を設立。自主ルールの浸透、監査の実施等により、自主規制機能を発揮
 - 貸金業協会への貸金業者の加入率：51.1%（21 年 8 月）

(3) 第三段階（平成 21 年 6 月 18 日施行）

- ・ 貸金業務取扱主任者の国家資格の創設
貸金業務取扱主任者の試験実施
 - 8 月に第一回試験（合格者：31,340 人）、11 月に第二回試験（合格者：10,818 人）、12 月に第三回試験を実施、平成 22 年 2 月に第四回試験を実施予定。

- ・ 財産的基礎引上げ

貸金業を営むために必要な最低純資産額を 2,000 万円に引上げ

- 資本金別業者数構成（協会員に対する調査（21 年 8 月実施））【図 1】

個人 業者数 914（35.3%）【貸付残高ベースの割合 0.3%】

法人 業者数 1,675（64.7%）

- ・ 法人のうち資本金 2,000 万円未満の数

業者数 792（30.6%）【貸付残高ベースの割合 2.3%】

- ・ 法人のうち資本金 2,000 万円以上 5,000 万円未満の数

業者数 363（14.0%）【貸付残高ベースの割合 2.1%】

- ・ 法人のうち資本金 5,000 万円以上の数

業者数 520（20.1%）【貸付残高ベースの割合 95.4%】

- ・ 指定信用情報機関制度

指定信用情報機関の指定申請の受付の開始

- 指定申請に向け、日本信用情報機構、シー・アイ・シーは、システム対応、業務規程の整備等を実施。

(4) 第四段階（未施行：平成 22 年 6 月 18 日までに政令で定める日に施行）

- ・ 上限金利の引下げ、みなし弁済制度の廃止
「みなし弁済」制度（グレーゾーン金利）を廃止し、出資法の上限金利を 20%に引下げ

- ・ 総量規制の導入
 - 貸金業者からの総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けを原則として禁止（消費者金融利用者の大部分が年収600万円以下の世帯であるとの実態調査、及び600万円以下の世帯の収入から支出を引いた額、すなわち返済に充てることができる額が15%であるという総務省家計調査をもとに、金利18%・元利均等償還・返済期間3年という前提を置いて計算すると、完済できる額が年収の3分の1）
- ・ 貸金業務取扱主任者の配置の義務化
 - 試験に合格した貸金業務取扱主任者の営業所ごとの配置を義務付け（従業員50人以上に対して1人以上配置）
- ・ 財産的基礎引上げ
 - 貸金業を営むために必要な最低純資産額を5,000万円に引上げ
- ・ 事前書面交付義務の導入
 - トータルの元利負担額などを説明した書面を契約締結前に交付することを義務付け

2. 貸金市場の状況

（1）消費者向け市場

貸付残高

- 消費者向貸金業者の貸付残高は減少。
消費者向無担保貸付残高 10.7兆円（18年3月）→6.6兆円（21年3月）【図2】

貸付金利

- 上限金利の引下げを見越して、消費者向貸金業者の貸付金利は低下。
 - ・ 消費者金融大手4社の平均貸付金利（残高ベース）23%（18年3月）→17.8%（21年9月）【図3】
 - ・ 消費者金融大手4社の新規顧客に対する貸付金利は全て上限金利以下に引下げ
- 貸付金利の低下に伴い、金利20%超の貸付残高の割合も低下。
消費者向無担保貸付における金利20%超の残高割合 53%（20年度貸金業協会調査）→41%（21年度貸金業協会調査）【図4】

成約率

- 消費者向貸金業者の成約率は大幅に低下。
消費者金融大手4社の成約率 62%（18年4月～6月）→32%（21年7月～9月）【図5】

(2) 事業者向け市場

貸付残高

- 事業者向貸金業者の貸付残高は減少。
事業者向貸金業者（平均貸付金利 10%超）の貸付残高 1.3 兆円（19 年 3 月）
→ 0.4 兆円（21 年 3 月）【図 2】

貸付金利

- 貸付金利の低下に伴い、金利 20%超の貸付残高の割合も低下。
事業者向無担保貸付における金利 20%超の残高の貸付残高全体に占める割合 41%（20 年度調査） → 9%（21 年度調査）【図 6】

3. 貸金業者の状況

(1) 貸金業者数の推移

- 貸金業者数は、ピーク時（昭和 61 年：約 4.7 万社）の 10 分の 1 まで減少。
（21 年 10 月末時点：4,752 社）【図 7】

(2) 経営状況

- 貸金業者は、店舗削減、人件費削減などコスト削減努力を進めているものの、利回りの低下等により、利息収入がそれ以上に減少。また、18 年以降、過払金返還額が急激に増加。
- 利息収入の減少、過払金返還によるコストの増加により、貸金業者の経営環境は厳しい状況。
- 収益の悪化等により資金調達が困難となるなど、貸金業者の資金繰りは厳しい状況。

(3) 過払金返還の状況

- 過払金返還請求の対応コストは 3 年間で 4 兆円を超える規模。
- 過払金返還請求について、延滞者からの請求が 46%、正常に返済を行っている者からの請求が 29%、既に完済し残高が無い者からの請求が 24%となっている。また、弁護士・司法書士を通じての返還請求が全体の 92%を占める。

4. 指定信用情報機関制度

(1) 指定信用情報機関の整備状況

- 日本信用情報機構、シー・アイ・シーが指定信用情報機関の申請を予定。
- 日本信用情報機構（J I C C）の状況
 - ・ 他機関との情報交流システムなど、指定信用情報機関に要求される要件・態勢を整備したシステムは構築済み（21年6月）。会員会社については、順次新しいシステムへ移行を進め、接続テスト等を実施。
 - ・ 信用情報の安全管理、加入貸金業者の監督、苦情処理体制等に関する業務規程等は策定済み。今後当局に申請予定。
- シー・アイ・シー（C I C）の状況
 - ・ 他機関との情報交流システムなど、指定信用情報機関に要求される要件・態勢を整備したシステムは構築済み（21年7月）。会員会社については、順次新しいシステムへ移行を進め、接続テスト等を実施（本年10月末に概ね対応が完了）。
 - ・ 信用情報の安全管理、加入貸金業者の監督、苦情処理体制等に関する業務規程等は策定済み。今後当局に申請予定。

(2) 課題

- 現在、信用情報機関に加盟している貸金業者はJ I C Cが1,050社、C I Cが332社であり、未だ信用情報機関に加盟していない業者が多く存在していることから、完全施行に向け、今後、加盟申請が集中することが予想され、多量の加盟審査等を円滑に行っていくことが課題。

（個別意見）

- 平成21年9月末で登録貸金業者数は4,909社であり、約半数の業者が完全施行までに廃業を予定しているということから、完全施行時の登録業者数を2,500社とした場合、当社加盟業者数の1,050社を除いた約1,500社を申請業者数と予想。審査や照会端末機の設置工事等に最低でも1月半はかかるため、1,500社すべてを処理することは難しい（800社程度が限界では）。日本貸金業協会やC I Cとも連携して取り組んでいきたい。
- 今後の課題として、信用情報機関に加盟していない貸金業者が約3千社程度存在しており、これらの事業者は個人信用情報を取り扱うことが初めてとなるので、そのための体制整備と教育のための準備期間に配慮してもらいたい。
- 将来的には信用情報機関を一本化すべき。

○「契約見直し（コード71）」情報

- JICCにおいては、債務者が過払金返還請求を行った場合、その者の信用情報に「契約見直し（コード71）」という情報が付される。この契約見直し（コード71）情報は、貸金業者の与信判断に有用であり、過剰貸付を抑制し、多重債務者の発生を防止する観点からも一定の効果をあげているものと考えられる。従って、今後も現状の取り扱いを継続することが必要ではないか。

5. 貸金業市場全般に関する意見

（個別意見）

- 本来、多重債務問題の解決のためには、厳しい取立てだけを防止できれば良いと考えられるが、取立規制などの行為規制は実効性を担保することが難しい。よって、消費者信用市場のような質の低い市場では、本来は望ましい手立てではない上限金利規制、総量規制などの統制経済的なやり方を導入せざるを得なかった。消費者信用市場を質の高い市場とし、ある程度マーケットメカニズムが働く状況にした上で、規制を緩和し競争を進めれば、その結果が適正規模となる。
- 今までの消費者信用市場は、貸し手側が過剰に貸付けを行ってきた部分があるのではないかと。たとえ借り手が非合理的な借り手だったとしても、貸し手側がしっかり審査を行い、過剰貸付けを行わなければ、多重債務問題は発生しない。よって、貸し手側にある程度の責任があるのではないかと。
- 行動経済学の観点から、基本的な規制の考え方として、多重債務に陥る可能性が低い合理的な借り手については、規制せず、自由に借入れを行えるようにすることが望ましい。他方、非合理的な借り手については、双曲割引（今のことばかり考える）と自信過剰（自分は取り立てにあうことはない）により過剰な借入れに陥りやすいことから、借入れを制限することが望ましいが、双曲割引や衝動性を含めた借り手の質に関する情報を貸し手が把握していない場合には、上限金利規制は有効な手段ではない。
- 過剰貸付け防止のための「貸さない親切」ということもあるが、急な資金需要に対して「貸す親切」ということもある。借金を返せない苦しみ（多重債務者など）と、必要な資金が借りられない苦しみ（資金繰り難など）の両方の声を聞く必要があるのではないかと。

- 「事業者向けの融資」と「消費者向け融資」は異なる基準とすべきではないか。多重債務に陥る消費者は、自分の所得と比較してより多額の借入を行うことによって返済が出来なくなっているため、所得の一定割合（3分の1）以上の借入は制限すべき。家計の所得と借入金利の関係に関するシミュレーションでは、家計の借入が所得の一定割合を超えると、多重債務に陥る可能性が高くなり返済不能となることが示されている。一方、スタートアップ企業などは銀行からなかなか借入れ出来ない。あるいは、短期のつなぎ融資は、銀行からでは審査に時間がかかり過ぎるので、ノンバンクを利用するケースが多い。
- 消費者金融の利用者は、生活苦で借りる者、浪費者、健全な借手の3つに分けられる。生活苦の者（病気・失業などで生活費が足りなくなった者）は多重債務に陥りやすいので、公的扶助（自治体窓口）と事前のカウンセリングによって対処すべき。浪費者は、小中高での金融経済教育によって家計簿を付けられる（懐の財布をしっかりとしめる）若者に成長させることが必要。生活苦の者と浪費者がノンバンクを利用していることに問題がある。
- 会社の存続や従業員の生活等のため数日先に急に資金が必要となることはあり、その際、公的融資では審査手続等に時間がかかり過ぎてしまい迅速な対応が出来ないので、消費者金融から融資を受けることが必要な場合もある。
- アンケート調査（18年12月）によると、借入経験者（1148人）の3分の1、債務整理者（905人）の4分の1が「大変役に立ち、助かった」と回答。「まあまあ役に立ち、助かった」と回答した者を加えると、借入経験者の85%、債務整理者の70%に達する。債務整理を経験したことのない借入経験者の約10%が、消費者金融から借りることが出来なかったら大変な苦境に陥ったと回答。
- 消費者金融（少額・短期の貸付）の金利と、銀行（多額・長期の貸付）の金利を同様の水準で規制することは無理がある。個人向けの貸付と企業に対する貸付を同じ上限金利で規制することも合理的ではない。
- 利息制限法も、インフレを考慮した実質金利で上限金利を考えるべき。
- 利息制限法の上限金利規制は必要ないのではないか。特に少額短期の場合は、金利というより手数料という色彩が強い（1万円を18日間貸す場合、金利20%だと98円）。

また、利息制限法で定められた上限金利の水準の根拠について調べれば、いかに根拠のない数字かが分かるのではないか。江戸時代に1割5分に引き直すというおふれがあり、それが明治の太政官令に引き継がれ、今の利息制限法まで結びついているのではないか。

- 本来、金利は市場で自由に決められる水準に設定すべきで、金利規制は市場原理に反する。市場金利より低い金利で規制すれば超過需要が発生し、借りられない消費者がヤミ金などから借入れしかねない。但し、生活苦で利用する者に対しては、高い金利だと返せなくなるので利息制限法は必要。
- 事業性資金・消費者性資金で分けるだけでなく、さらに期間でも分けるべき。
- 貸出金利が上限金利に張り付くという状況は、経済学的に考えれば、もっと高い金利帯が適正金利だということ。クレジット履歴の共有など、信用情報の共有化を進めることが出来れば、金利を下げることも出来るのではないか。
- ノンバンクは、海外ではマイクロクレジットと言う（一番有名なのがバングラディッシュのグラミン銀行）。グラミン銀行は生産のための資金を消費者に提供するものであり、利用者は、それによって所得が増える。一方、日本では、産業ではなく生活苦の人に貸すので、多重債務になりやすい。
- 借り手に返済能力が見込まれ、多重債務者問題の解決に資する場合に限って、与信後のカウンセリングなどを前提に、低利貸付を行なうという「日本版グラミン銀行」を創設すべき。全国規模で展開するのなら、政府系金融機関が民間の審査・回収能力（ゆうちょ銀行など）を活用して行うのが良い。
- 業態ごとの規制により銀行はリスクの高い消費者向貸付の分野に入っていないが、その隙間を埋める業態として消費者金融が発展してきたという歴史的経緯を考えると、銀行が、貸金業者に代わり消費者向貸付を行うことは難しい。
- ノンバンクの代わりに金融機関が融資をすればよいという意見があるが、それほど金融機関は甘くない。担保を提供しなければ融資を受けられないケースがほとんど。
- 銀行は、大衆から集めた大切な預金を原資にして融資をしているので、リスクの高い人たち、特にこれまで借入履歴が無い人には、なかなか貸しにくい。

- 銀行とノンバンクの境界は銀行の預貸率の設定による。銀行に無担保消費者向融資というリスクを負わせるということは、ある意味、そのコストを預金者が負う形になりかねない。銀行とノンバンクの境界線は一定のところで明確に引いて、ノンバンクに対しては公的資金は入れないが、リスク融資は任せるというような棲み分けが必要。
- アメリカのベンチャーキャピタルのようなものが無い中、スタートアップ企業の経営者へのリスクマネーを提供するシステムを早急につくる必要がある。その1つがノンバンクであり、他に、地域ファンド・地域投資信託などがあり得る。そういう新しい市場を発展させることが、経済活性化につながる。
- 銀行が担いきれない金融リテール市場と、そこで与信ビジネスを行う適法な民間金融事業者に係る制度の在り方について、冷静な雰囲気の中で再度検討することが必要ではないか。前回の法改正の議論は行き過ぎた部分があるのではないか。
- 3年前の法改正に当たり、科学的に十分な検証が行われたかどうか非常に疑問。また、非常に楽観的な議論が支配的だった。

○諸外国のノンバンク

- フランスやイギリスでは、リスクの高い人には金利は高く取るべき（本来、金利は市場が決めるべき）という考えのもと、消費者金融に上限金利規制は無い。但し、フランスでは、ノンバンクも免許制で、銀行と同様の規制・監督を受ける。
- アメリカでは、高金利融資を完全に禁止している州もあれば、制限を緩和し、概して消費者のリスクに見合う適切な金利を決定する市場を好む州もある。ニューヨーク連銀の調査によると、ペイデー融資（主に短期高金利貸付）を州が禁止して以来、自己破産率が増加、貸し手に関する苦情件数が増加し、また、低所得顧客が他の金融サービスに支払う費用総額が増加している一方、規制を緩和した州では逆の現象が起きていることが分かった。この研究結果は高金利であっても、規制された信用を借り手に提供することは、長期にみると借り手が個人の家計管理を改善する手助けとなっており、最終的には、貸し手による信用拡大を禁止するよりも、より良い顧客保護となるという見解を支持していると考えられる。
- アメリカとイギリスには金利規制は実質的に無い。ドイツとフランスには金利規制があるが、延滞手数料や各種通信費等は金利と別に請求可能。日本の

金利と比較する場合、単純に金利を並べるのでは意味が無く、諸要件を加味しながら定量的に比較しなければならない。

- イギリス貿易産業省の米英独仏についての調査（04年）によると、厳しい上限金利（約20%）が定められている仏・独では、①融資の際に費用・手数料が多くかかり、上限金利をはるかに超えるコストを負担している（例えば仏の典型的融資が事実上47.9%の金利負担）、②信用市場全体が比較的活性化しておらず、経済成長にマイナスの効果をもたらしている、③厳しい上限がない米・英と比べて違法業者の発生率が著しく高い、④信用に問題のある借り手は社会的・金銭的被害が比較的大きい、との結果が見られる。

○関連統計の整備

- 信用リスクが比較的高い零細企業・個人事業主・個人等に係る資金繰りの状況などについて、公式統計がなく、把握できていないのが現状である。政府は、こういった者について、経営者・個人への直接ヒアリング結果を含む統計を整備すべき。ヤミ金の実態把握の努力も必要。
- 不断のデータ収集と、その見直しが必要。この分野での計量的な分析が進められるように、さまざまなデータを整備し、実証研究が行なえるようになり、実証研究の成果が政策の改善へつなげられるようにすべき。
3年前の貸金業懇談会では失敗事例がほとんどだったが、成功事例（スタートアップ企業など）と失敗事例の両方を見る必要がある。さらに、データは、大手と中小の消費者金融を分けて見る必要があるし、供給側・利用者・市場の3つの視点から見る必要がある。
- 15年の法改正以降、無担保資金需要者の市場アクセス、更には経済全体への影響等について検証を行ってこなかった政府の責任は重い。今後、より適切な施策を実施する前提として、最低限、次のような調査データの収集が必要。①多重債務者・過重債務に関する債務内容（消費者ローン、住宅ローン、自動車ローン等）や返済不能に陥るメカニズムについての詳細分析の実施、②自己破産、個人再生等に関する統計（司法統計）の具体的データの開示。

6. 貸金業法改正の効果・影響に関する意見

（1）貸金業市場全般

（個別意見）

- 上限金利規制等により、消費者金融市場はほぼ閉鎖される懸念がある。市場閉鎖のコストとベネフィットを比較すると、規制によって2～3割の人は多

重債務者にならずにすむことになるが、7～8割の人は借りることができなくなり、利便性が低下する。

- 消費者向無担保貸金業者の貸付残高のデータを用いて、様々な仮定の下、産業連関表を用いて貸付残高の減少による北海道経済に与える影響を計算したところ、上限金利規制の制度変更が北海道経済に大きなマイナスの影響を及ぼしているものと考えられる。
- 大手4社の決算数字からコスト構造をシュミレーションすると、仕入れコスト無し、貸し倒れ無しと仮定しても、金利18%で貸す場合、借入金額10万円なら約6ヶ月以上貸さないと利益が出ない。社会的ニーズのある少額短期が、マーケットの中で一番収縮している。
- 調査によると、消費者金融利用者の半数が総量規制に抵触。現状、1,000万人程度の利用者が存在することから、500万人程度に影響を及ぼすのではないかと。消費者金融の貸付残高のうち、少なくとも半分は総量規制により消滅するのではないかと。さらに、貸し渋りによる利用者の破たんを考慮すると、消費者金融大手7社の残高は、現状の5兆円から1.5兆円程度に縮小と推計できる。

○参入規制

- 強硬な回収を行う業者を排除する行為規制を徹底すべきで、参入規制はあまり高くすべきではない。現行のような高い純資産額要件では、例えば人口10万位の地方都市で、よく顔の知っている人だけを対象にしているような、彼らの少額短期を担っていた中小業者は淘汰されてしまう。
- ヤミ金融業者を排除し、貸金業の市場をより質の高いものにしていくためには、消費者金融を提供する業者の高質化は不可欠であり、ある程度の純資産額などは必要。しかし、銀行でもノンバンクと信金・信組では規制・税法は違うように、地域の業者と大手ノンバンクの区別があってもいい。
- 財産的要件による参入規制は設けず、貸金業者の免許制度を設ける。また、貸金業協会への加入を義務付けることで、業界の自主規制機能を強化する。

(2) 一般消費者への影響

(個別意見)

- 改正貸金業法等の影響により約7割の貸金業者が既に審査を厳格化しており、その結果を受けて、成約率も低下している。

- 消費者金融の利用者の約半数、クレジットカードのキャッシング利用者の約4割が、年収の三分の一以上の借入れを行っており、総量規制の導入により、これらの者は新規借入れが不可能となる。
- 貸金業法の全面施行に伴い、クレジットカード所有者のキャッシングについては、かなり不便になるなど混乱が生ずるのではないかと懸念しており、必要な対策について是非検討して頂きたい。
- 総量規制の導入により、収入がない専業主婦へ貸付けを行う場合、配偶者の同意が必要となるが、同意を取ることへの抵抗が強い。
- 配偶者貸付について、ある1社のデータでは、主婦層の利用は全体の17.6%。
- 夫と主婦は、お互いに法定代理であり、日常では連帯債務を負う。常識的には、夫の収入は妻も同等の権利を有するものであり、配偶者貸付について夫の同意は必要ないと考える。
- 総量規制の導入により、年収証明書等の書類の提出が必要となるが、現在提出されているのは顧客全体の10%程度であり、完全施行までに全ての顧客から受け取ることは困難。
- 資金需要者側へのアンケート及びインタビュー調査（07～09 毎年。サンプル14万人のうち消費者金融利用者等は約1.5万人。以下「調査」という）によると、上限金利の引き下げにより審査が厳格化され、収入が不安定な層への融資が引き締められている。収入の低い層ほど、希望通りに借りられなくなる対応を受けた割合が高い。
- 調査によると、現在利用者において、消費者金融会社からの借入残高は116万円（07年）から98万円（09年）に減少する一方、銀行カードローンの借入残高は72万から88万に、親族や友人からの借入残高は184万から215万に増加している。法改正は結果としてモグラたたきに終わってしまったのではないか。
- 貸金業者の貸付残高や成約率が減少しているが、これは過剰貸付となっていた者が減りつつあることによると考えられる。また、アンケート調査によると、希望通りの借入れができなかった場合の行動について、半数以上が「支出をあきらめる」と回答している。

- 貸金業協会のアンケート調査（複数回答可）によれば、希望通りの借入れが出来なかった場合、「支出を抑えた(57.1%)」、「家族や親戚から借りた(20.4%)」、「収入を増やす努力をした(15.3%)」が上位3位となっており、「ヤミ金融等非正規の業者を探した(7.1%)」、「自己破産などの債務整理の手続きを申請した(3.1%)」などは数パーセント程度の割合となっている。

(3) 事業者への影響

(個別意見)

- 資金需要者（経営者・個人事業主）の約13%が貸金業者からの借入を事業性資金として利用している。また、消費者金融から借入れを行った経験のある資金需要者の約39%は、個人として消費者金融から借り入れた資金を事業性資金に転用した経験がある。
- 消費者金融の既存顧客の約13%が会社経営者・個人事業者であり、その90%が従業員10人以下の中小・零細企業である。また、つなぎ資金を調達した零細企業事業主の約30%が消費者金融・クレジットカードを調達先として利用している。
- 個人事業者の中には消費者金融からの借入れ（カードキャッシングも含む）により事業資金を賄っている者もいる。個人事業者に対する総量規制の例外の要件（事業計画書の提出等）が個人事業者にとってはハードルが高く、消費者金融からの借入れが困難となる。したがって、個人事業者の中には事業資金の調達が難しくなる者も発生すると考えられる。
- 貸金業者から借りられないのであれば、ヤミ金から借りる者が出てくるのではないかと懸念している。ヤミ金側も巧みで、小口で複数回貸すことにより、抜け出せない状況にしてくる。
- 零細事業主（日銀短観の調査対象外、もしくは資本金2千万円以下・従業員5人以下の個人事業主）には、日々の運転資金をやり繰りするために、つなぎ資金が必要な自営業者が多く含まれる。調査によると、これらの零細事業主によるつなぎ資金の調達先は、消費者金融、クレジットカードからの借入比率が減少する一方、親族・友人からの借入比率は変わっておらず、また、信金・信組や公的資金やヤミ金からの借入比率は増加している。
- ノンバンクを利用する零細事業主の声として、「信用金庫を通じてセーフティネット貸付を利用したが、融資実行までに1ヶ月かかった」、「セーフティ

ネット貸付に応募したが、膨大な手間と時間を要したため、年末商戦の営業に支障をきたした」等がある。

- 調査によると、零細事業主（消費者金融現在利用者）の「業況感」は日銀短観の対象者よりも悪くないが、「資金繰り」と「金融機関の貸出態度」で日銀短観の対象者よりも著しく悪く、金融機関の貸し渋り、資金繰りの悪化が見て取れる。
- 貸金業法の施行により、中小企業の資金繰りが悪化するとの指摘があるが、金融庁のアンケート調査^(注)によると、改正貸金業法の影響・ノンバンクの融資態度により資金繰りが悪化したとの回答は1.5%であり、改正貸金業法の中小企業の資金繰りに与える影響は少ないと考えられる。
(注) 商工会議所（47先）に対するアンケート調査（21年8月実施）

- 島根県では制度融資が充実しており、経営状況が厳しい中小企業に対しても、県、信用保証協会と連携を取りながら取り組んでおり、ノンバンクからの事業資金借入の必要性は全く無い。貸付を行った後も月2回位は事業者のところへ行き、資金繰り表をチェックするなど、フォローアップもしっかり行っている。

(4) 総量規制

(個別意見)

- 総量規制は新たな借入れができなくなるだけで、貸しはがしを許すものではない。また法人については対象となっておらず、個人事業者についても例外が規定されており、資金需要者のニーズに合わせ、柔軟な規制となっている。したがって、激変緩和措置は必要ない。
- 貸付残高や成約率の減少は、多重債務者への過剰貸付けが減りつつある過程にあることを示しており、仮に総量規制を緩和することとなれば、再び過剰貸付けを引き起こすこととなるのではないか。
- 総量規制の導入等により、健全な資金需要者でも借入れ困難となる事態が発生することに鑑み、総量規制の導入時期の延期など、なんらかの見直しが必要ではないか。
- 一時的な「つなぎ資金」として借入が必要な個人企業の中には、売上高が経営者の個人所得を上回る企業は沢山ある。借入額に所得制限を設ければ、短期借入が困難となって、資金繰りが悪くなり、事業が続けられない個人企業

が出てきてしまう。消費者に対する所得制限と、個人事業者に対する所得制限は区別すべき。

- 貸金業協会による自主規制基本規則には、過剰貸付防止の規定が整備されており、実質的な総量規制として機能している。
- 総量規制の個人事業者、専業主婦に対する例外規定について、要件を緩和し使い勝手をよくするなど、なんらかの対応が必要ではないか。
- 過剰融資の防止や取立回収行為の適正化について、より高度なコンプライアンス体制を敷いている者として金融庁が認定する「認定貸金業者」制度を創設すべき。認定貸金業者については、個人事業主や個人の緊急一時的な資金繰りに対処できるよう、少額融資や短期融資に限って総量規制の適用除外とするべき。審査基準としては、返済履歴などを定量化して指標とすることができるのではないか。
- 借手により収入だけでなく財産の状況も異なるため、収入金額による一律の量的規制には大きな効果がないと考える。そこで、より柔軟に個々の事情を勘案して対応できるカウンセリング体制の整備を第一義とし、量的規制については、その整備までの過渡的な時限措置とする。

(5) 上限金利規制

(個別意見)

- 改正法を完全実施すべき。
- 「認定貸金業者」(上記)については、中小・零細企業や個人事業主、個人の緊急一時的な資金繰りに対処するため、少額融資や短期融資に限り、上限金利を段階的に年25~40%程度にまで引き上げることができるよう「上限金利特例法」(利息制限法の特例として銀行にも適用)を制定すべき。

○リスクの高い資金需要者への対応

- リスクの高い個人・零細事業者等の資金需要者のため、貸金業者の資金供給機能を麻痺させないための施策の検討が必要ではないか。
- 借りる方としては、今日どうしても借りなければならないという状況もある。また、自信過剰で、自分は多重債務に陥らないと思い、借り続けてしまう人など、カウンセリングが必要な人も存在。借り入れても返済が可能な人とそうではない人を分離して考えることが必要。例えば、継続的に取引を行って

いる事業者など、過去のクレジットの履歴により、支払いの能力を把握し、貸付を可能とすることも考えられるのではないかと。

- 低所得者の緊急の資金需要や中小・零細企業の資金繰り支援については、生活福祉資金貸付、緊急保証、セーフティネット貸付、自治体制度融資等の公的な融資・保証で対応すべきではないか。
- 昨今の財政状況等を踏まえると税金を使った公的金融に頼りすぎるのも如何なものかと思う。民間で出来ることはやはり民間でやるべき。
- 個人事業者の資金繰りへの影響を低減するために、個人事業者への金融機関・貸金業者による受け皿となる融資制度の整備、受け皿制度への借換えの促進が必要ではないか。
- 融資対象として不適格な融資申請者（多重債務者や過剰債務者など）に対して、公的制度（公的金融、各種の地域福祉制度）の活用や、債務整理に関する弁護士会・司法書士会への相談、ヤミ金・詐欺への注意喚起を、貸金業者が行うことが必要ではないか。

7. 多重債務者の状況・対策

(1) 多重債務者の現況

- 多重債務者の一つの指標である5件以上無担保無保証の借入れを行っている者の割合は、14.7%（19年3月）から5.9%（21年9月）まで減少。1人あたりの残高金額も116.9万円（19年3月）から84.9万円（21年9月）まで減少。【図8】
- 多重債務相談の内容を分析すると、相談者の多くが生活費のために貸金業者から借入れを行っており、一回借りてしまうと高い金利により返済が滞り、結果として、多重債務状態に陥ってしまうという事例が多い。また、相談者は低所得者が多く、多重債務問題の原因は貧困にあると考えられる。

(2) 多重債務者対策等

（個別意見）

- 自治体によって、熱心に相談活動を行っているところと、ほとんど多重債務相談体制を構築していないところとの格差が生じている。

- セーフティネット貸付については、宮城県栗原市において多重債務者向けの貸付制度が始まるなど、新たな取組みが開始されている。また、生活福祉資金貸付制度に関して、保証人がいなくても貸付けがおこなえるようになるなど、今年の10月に抜本改正により使い勝手が改善している。
- 多重債務者が求めているものは生活の再建であり、法律相談だけでなく、就職相談、福祉相談等を合わせて進める必要がある。したがって、都道府県・市区町村などの公的な窓口間の連携、行政と法律家との連携を進めていくことが重要ではないか。
- 低所得者に対するセーフティネット制度である「生活福祉資金貸付」については、今年の10月に制度が改正されており、使い勝手が良くなっている。この制度がさらに活用されるよう、何らかの対応を図っていくことが必要ではないか。
- 民生委員に多重債務問題に関する情報・知識が届いていないため、生活困窮者に生活福祉資金貸付制度の利用を勧めてしまい、融資が焦げ付くケースが多く、その取立てが民生委員の負担となっている。
生活困窮者に対しては生活保護などの給付的な制度、ある程度の収入がある者に対しては生活福祉資金貸付制度のような低金利の貸付制度、それ以上収入がある者に対しては労働金庫や生協などの民間機関が行っている融資制度、というように、セーフティネット制度は、収入層により分けて考える必要がある。
- 今後の課題として、①破産・民事再生等の法的手続きに対する正しい理解の啓発、②再チャレンジに取り組む事業者への支援体制及び支援策の充実、③セーフティネットの一般債務総額の減額等要件緩和、④日本政策金融公庫における元金棚上げ期間（現11ヶ月）の延長、を行う必要があると考える。
- 多重債務者相談強化キャンペーンなどの機会を設けることで、相談窓口の更なる整備と周知を進めるべきではないか。
- 多重債務相談と自殺相談との共同企画などを通じ、部署間の連携を進めるなど、自殺対策との連携を強化すべきでないか。

8. ヤミ金融問題

(1) ヤミ金融の現況

➤ 平成 14 年頃からヤミ金融の横行が大きな社会問題となり、集中取締本部による取締りの強化を実施。その後ヤミ金融事犯の検挙件数・検挙人員は平成 15 年から 500 件、1,000 人程度の水準で推移。【図 9】

— ヤミ金融事犯の手口としては、①「090 金融（事務所・店舗を持たずに携帯電話を連絡手段とし、貸付け、取立てを行うもの）」や、②「システム金融（ヤミ金融グループ間で、適宜債務者に関する情報を交換し、同一債務者に次々と融資を行うもの）」がある。また、近年、手口の悪質・巧妙化が進んでおり、捜査が困難になってきている。

— 高金利で貸し付けるが、厳しい取立て等を行わない、いわゆる「ソフトヤミ金」が増えているとの声もあるが、厳しい取立てを行わないソフトヤミ金の場合は相談に来ないので、実態把握が難しい。

— アンケートによれば、消費者金融利用者（現在残高あり）の 12.2%はヤミ金利用経験があり、2.8%は現在も利用中。医療費等の緊急性が高い資金使用の場合は、相対的にヤミ金から借入れを行う確率が高くなっている。

— 弁護士会の相談センター、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会に寄せられるヤミ金関係の相談件数は減少。

— ヤミ金以上に「クレジットカードのショッピング枠の現金化」を行うビジネスが拡大し、利用者が増えている。

— 調査では、ヤミ金融の借入経験者全体で「ヤミ金に手を出し後悔」と「金利が高く返済が大変」の回答率はともに大幅に下落しており、「ヤミ金のソフト化」という現象を裏付けている。

— 調査によると、ヤミ金の世界でも資金需要者に応じて選別する動きがあると思われる。ヤミ金元構成員とヤミ金経営者へのNHK報道局との共同インタビューによると、「最近は金利を引き下げて返済しやすくしている。摘発を恐れて『ソフト化』している」「相手の返済能力や融資額に応じて金利や返済条件を変えている」「グレーゾーン金利廃止で顧客数は増えている」「今、注目しているのが中小企業経営者と主婦。主婦は旦那に内緒で借りているケースが多い」「2年前から既存顧客が、サラ金で借りられなくなった友人を紹介するケースが増えてきた。特に 40 歳代の主婦が多い。弁護士から客を紹介されるケースもある」「最近、客が増加したので、振り込め詐欺からヤミ金に移る連中が増えてきた」。

(2) ヤミ金融問題への取組み

- ・ 集中取締本部でヤミ金摘発を強化する旨が、平成19年4月20日に決定された「多重債務問題改善プログラム」の中にも盛り込まれ、現在も継続して取締等を実施。また、警察庁において生活経済対策管理官を新設し、ヤミ金融などの生活経済事犯への対策を強化。
- ・ その他、犯罪インフラに係る対策として、以下の取組みを実施。
 - 金融機関に警察から依頼する「口座凍結」
 - 厳しい取立てに対して警察が直接電話する「電話警告」
 - 不正利用防止法に基づき携帯電話を利用できないようにする「携帯電話契約者確認要求」

(個別意見)

○ヤミ金対策

- ヤミ金相談のため警察署を訪れた際、未だに「借りたお金は返せ」、「元本だけでも返せ」との対応をとる警察官もいる。警察庁の作成した「ヤミ金融事犯相談対応マニュアル」について、現場の警察官に更に周知徹底を図るべきではないか。
- ヤミ金融業者の取締りについて、弁護士、司法書士等と警察との連携を強化すべきではないか。
- ヤミ金融業者の取締りに関して、警察は電話警告を積極的に行っているところであるが、警察署によってはまだまだ対応していないところもある。この点についてもさらに推進するべきではないか。

9. 過払金請求

- ・ 現在、貸金業者の廃業・破綻、残高の減少などを引き起こしているのは、金利引下げの影響ではなく過払金の問題。
- ・ 平成18年最高裁判決以前は、期限の利益喪失特約が付されている契約は任意性は否定される、との指導はしてこなかった。

(個別意見)

○過払金への対応

- 過払金の返還負担は先が見えず、貸金業者の経営を極めて不安定なものにしており、その結果、貸金業者は縮小・廃業せざるを得ない状況となっている。過払金について、何らかの冷静な検討が必要な時期にきているのではないか。
- 最高裁判決が出た以上やむを得ないとは考えるが、ノンバンクは過去に合法的に行動していたことに鑑みると、経済学を専攻する者として、過払金返還に違和感を感じる部分もある。
- グレーゾーン金利帯を巡る過去の曖昧な運用は政治と行政の責任であることを強く再認識して、今後、どのように対処すべきかを虚心坦懐に考えていくべき。
- 過払金の時効について、限りなく遡って返還請求を受けなければいけない現状をせめて何とかして頂きたい。
- 過払金は貸金業者が自主的に顧客に返還すべきではないか。

○弁護士、司法書士の報酬問題

- 弁護士・司法書士について、過払金返還請求の際に多額の手数料を取ることが社会問題化してきている。①過払金返還請求の代行手続は、原則として金融庁か自治体を窓口とする、②請求者本人が出来ない場合に限って弁護士や司法書士による手続代行を認め、その場合には手数料額または手数料率の上限を規制する、といった対応をすべきではないか。
- 弁護士・司法書士による手数料は「過払金返還額」ベースで31%~35%と推計され、「債務整理」市場は、既得権と化した巨大な市場となっている。一方で、債務整理後も多重債務者は救済されず、借金（親族やヤミ金融からの借入れ）を続ける傾向が高い。安易な弁護士・司法書士による債務整理は「家計の自立支援」や「心のケア」を伴わないので、多重債務者の根本的な解決にはならないのではないか。
- 日弁連は、本年7月17日に指針をまとめ、現在、実態調査を行っている。指針では、過払金返還請求が相談者の生活再建を目的としていることを明記し、直接相談者と面談すること、依頼の趣旨を尊重すること等を規定しているが、指針違反が懲戒になるわけではない。日本司法書士会連合会としては、遅くとも今年度中には指針を出したい。

10. NPOバンク

NPOバンクの活動の状況

- NPOバンクは、市民が設立した団体であり、環境や福祉等の資金ニーズに対応し、非営利で貸付業務を行っている。日本では、15年前に初めてNPOバンクが設立され、現在では11団体が存在。なお、その他にも、多重債務者対策を目的とした団体が7団体^(注)存在している。

(注) うち6団体は生協又は生協出資団体

- 米国においては、地域コミュニティへの資金供給を担う主体として、CDFI (Community Development Financial Institution/地域開発金融機関) が存在し、市場にある個人のお金を営利活動に回すだけではなく、非営利の分野に供給したり、あるいは多重債務者を救済したりする機能を果たしている。

(個別意見)

○NPOバンク

- 改正貸金業法の完全施行に際し、NPOバンクの活動を継続するため、以下の点について措置することが必要ではないか。

- ① 非営利・公益目的のNPOバンクについて、貸金業法の適用除外とする
- ② ①の対応が困難な場合、以下の2点について、NPOバンクを適用除外とする
 - (1) 指定信用情報機関の利用
 - (2) 貸付けの業務に一定期間以上従事した経験を有する者の確保

- コミュニティの活性化・再生、個人の再生・支援等の領域は、For Profitだけでなく、むしろ Not-for Profit あるいは Non Profit の金融による対応が必要ではないか。

- 政策当局が考えるべきは、市場においてお金が回らないところに如何にお金を誘導していくかということである。新しい金融の枠組みづくりとして、先進国において非営利の分野がますます大きくなってきている。日本においても、貸金業法等の例外規定で処理していくのではなく、もう少し広い視野に立って、営利の金融の健全性を保ちながら、非営利の金融にも資金が回るような政策が必要ではないか。

- NPOや市民団体が事業を展開する上で、必要な資金を手当てするために、市民の出資によるNPOバンクが各地で活動しており、大きな役割を果たし

ている。これらの団体の活動が法改正によって阻害されることがあってはならない。そこで、参入規制において基礎的財産額で基準を設けるのではなく、免許・許可制の導入など他の手法による参入規制強化が必要。

11. カウンセリング

カウンセリング機関の状況

- 多重債務者対策本部
 - ・ 多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため内閣に設置。多重債務者対策の政府としての方針決定。
 - ・ 多重債務者相談強化キャンペーン 2009
 - ・ 多重債務問題改善プログラム
 - 日本貸金業協会「相談センター」
 - ・ 平成20年度の相談件数は約4.2万件
 - 日本クレジットカウンセリング協会
 - ・ 多重債務者の生活再建・救済を図るためのカウンセリング
 - ・ 消費者信用事業の健全な利用に関する啓発
 - 法テラス（日本司法支援センター）
 - ・ 紹介業務の実施
 - 行政（都道府県、市区町村、財務局等）
 - ・ 盛岡市、宮城県栗原市、静岡市等々。
 - ・ 平成20年度の相談件数合計は約14.4万件。
 - ・ 国民生活センターの相談窓口
 - 信用生協（岩手県、福岡市）
 - ・ セーフティネット貸付の前段階としてのカウンセリング
-
- ・ カウンセリングセンターの配置については、基本的には、多重債務者が多いと思われる地域を重点に配置している。主な都市は、東京、福岡、名古屋等であり、大都市では関西と北海道はまだこれからである。カウンセリング等を行うためには地元の弁護士会の協力が必要不可欠であるが、現在まで協力を得られない状況にある。
 - ・ 自己破産・債務整理等の専門的な対応が必要な相談に関しては、弁護士会や日本クレジットカウンセリング協会を紹介している。また、生活保護等の相談に関しては、地方公共団体の福祉関係窓口を紹介している。このように、他の機関と連携を図り対応している。

(個別意見)

- 完済者と債務整理者等の特性を分類すると、債務整理者、返済困難者は心理的要因により「過剰債務」を負ってしまうことが分かる。したがって、残高や金利の制限では「過剰債務」問題の解決にはならない。むしろ、債務整理者予備軍を早期発見し、カウンセリングを伴う債務整理をやらないと本質的解決にはならない。ある意味、カウンセラーに法的な機能を持たせるべき。
- NFCC（全米消費者信用協会。1951年創設のNPO。全米で1300を超える登録機関を持つ全米最大のネットワーク）でカウンセリングを受けた債務者1万4千人に対する調査(97年)で、カウンセリングが債務者の信用度、利用および返済行動にプラスの影響を与える（金銭管理意識がかなり改善された）という強い証拠が示された。
- 日本貸金業協会に、債務者向けカウンセラーの育成支援機能を持たせ、債務者向けカウンセリング体制の整備を図るべきではないか。
- 中小・零細企業の中には、経営環境の悪化等により、貸金業者から高利の借入れを行い、事業に行き詰まる例もある。商工会議所、商工会などの経営相談窓口に早期に相談できる体制を整備することが重要ではないか。
- 貸金業者は、顧客の利益の保護のために必要があるときは、適切なカウンセリング機関を紹介することに努めるよう、貸金業法に規定されている。この規定の趣旨を徹底し、総量規制に抵触する顧客についても貸金業者が適切なカウンセリング機関を紹介するようにすべきではないか。
- 金融庁の監督下にカウンセリング機関を創設。新たな公的資格を設けてカウンセラーを養成。運営資金は業者と国が負担。借入先が一定件数（3件程度）を超える借手および延滞を繰り返す借手には、指定機関によるカウンセリングを義務付ける。目立たないが最も有効な方策。

12. その他

貸金業法の周知

- 改正貸金業法について、日本貸金業協会のアンケート調査によると、一般消費者の認知率は34%程度と低く、また、借入利用者に限っても49%程度となっている。【図10】

(個別意見)

○貸金業法の周知

- 改正貸金業法の認知度を高めるため、広報活動を強化することが必要ではないか。

○みなし利息

- 今回の改正により、利息制限法も改正されることとなり、ATM利用料のうち、一定額を超える額が「みなし利息」として利息に含まれることとなる。現在、法改正への対応として、各行の判断でATM手数料の引下げ等を行っている。この点について、システム開発の期間も必要となるため、十分な準備期間が確保できるよう施行日を決定して頂きたい。

○金融経済教育

- 金融経済教育について大学でも取り組まねばならないのではないか。
- 中学校・高校の教科書でも扱い、若者のときから、しっかりと計画を立てて、消費活動が出来る習慣を身につけさせることが不可欠。家計簿の付け方や、借入金利が複利で計算されると、どの程度を返済しなければならなくなるかなど、簡単な計算も出来るような教育現場での教育が必要。

○広告・勧誘規制

- 若者の借入意欲を安易にそそる様なコマーシャルは避けるべき。
- コマーシャル規制はすべき。例えば金利の示し方も、数字だけではなく具体例を例示するなどの工夫を義務づけるべき。

○無人契約機の禁止

- 無人契約機による契約は、不要な資金の過剰貸付につながるため禁止する。

○その他

- ノンバンクの中でも海外進出して、それで日本のために収益を上げたいというところがある。そういうのは、アメリカのように、日本でも政治・官僚・民官・学者が連携して支援すべき。

13. 今後のヒアリング予定

- ①諸外国における貸金業制度
金融庁担当者、イギリスによる諸外国調査
- ②地方自治体における多重債務問題への取組み
岩手、宮城県等
- ③ヤミ金・過払金返還請求の実態
ジャーナリスト
- ④大阪府の貸金業・ヤミ金の実態調査

貸金業制度に関するプロジェクトチーム事務局会議の開催実績

第1回 11月30日（月）

○貸金業法改正等の概要について（金融庁）

○業界団体等ヒアリング

日本貸金業協会、日本消費者金融協会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会

第2回 12月4日（金）

○業界団体等ヒアリング

日本クレジット協会、協同組合連合会日本専門店会連盟、全国銀行協会

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、日本クレジットカウンセリング協会

独立行政法人国民生活センター

第3回 12月7日（月）

○業界団体等ヒアリング

（株）日本信用情報機構、（株）シー・アイ・シー、浜田商工会議所

千葉県商工会連合会、全国NPOバンク連絡会、警察庁

第4回 12月8日（火）

○有識者ヒアリング

・池尾 和人氏（慶應義塾大学経済学部教授）

・筒井 義郎氏（大阪大学経済学部教授）

第5回 12月14日（月）

○有識者ヒアリング

・石川 和男氏（東京財団上席研究員）

・藤井 良広氏（上智大学大学院地球環境学研究科）

・大畑 章氏（東京都産業労働局金融部貸金業対策課長）

第6回 12月15日（火）

○有識者ヒアリング

・飯田 隆雄氏（札幌大学経済学部教授）

・宇都宮 健児氏（弁護士）

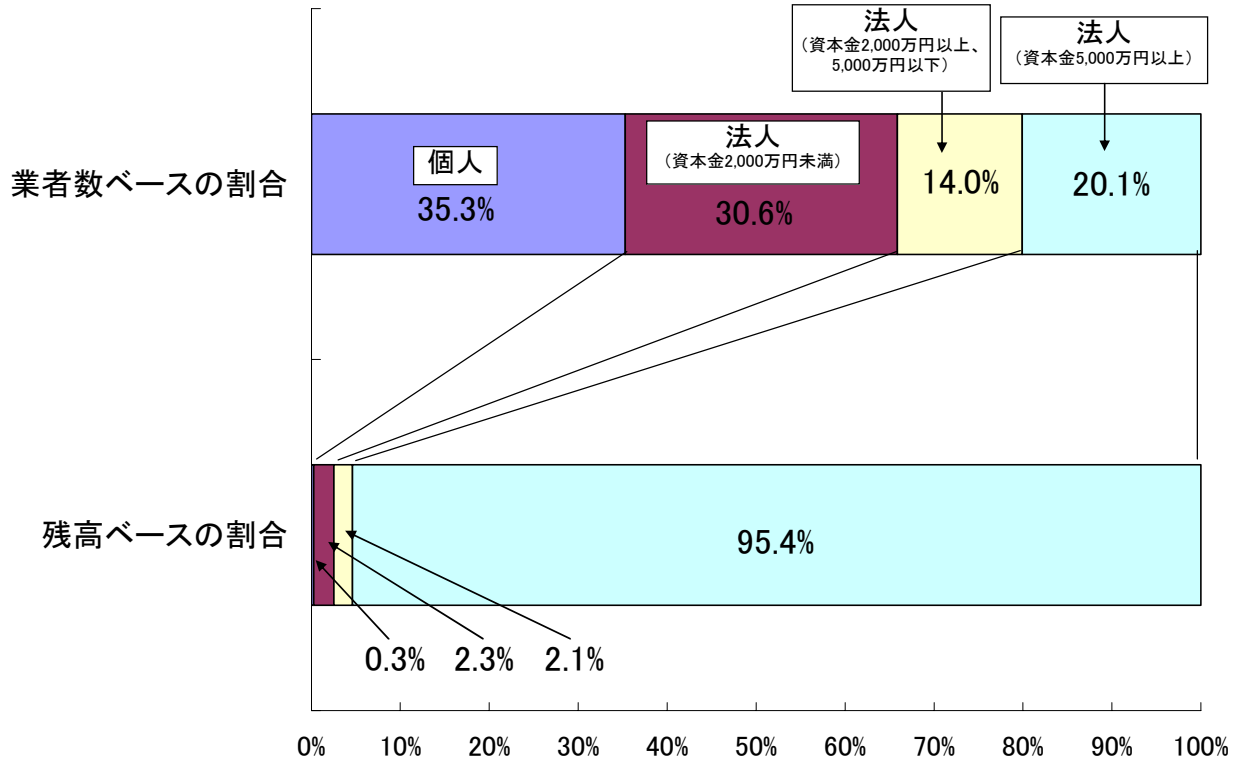
第7回 12月21日（月）

○有識者ヒアリング

・吉野 直行氏（慶應義塾大学経済学部教授）

・堂下 浩氏（東京情報大学総合情報学部准教授）

図1 貸金業者の資本金別構成



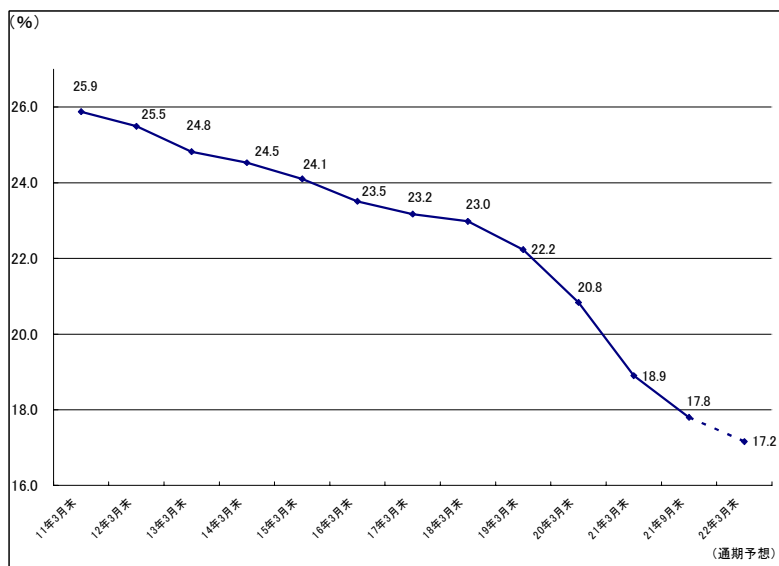
出典：JFSA 平成21年8月末時点の協会員情報から作成

図2 登録貸金業者の貸付残高の推移（全体、消費者向・事業者向別）

区分	17年3月末	18年3月末		19年3月末		20年3月末		21年3月末	
	(億円)	(億円)	増減率(%)	(億円)	増減率(%)	(億円)	増減率(%)	(億円)	増減率(%)
全貸金業者	433,506	413,858	▲ 4.5	436,727	5.5	414,898	▲ 5.0	378,467	▲ 8.8
消費者向貸付	198,574	209,005	5.3	203,053	▲ 2.8	179,191	▲ 11.8	157,281	▲ 12.2
消費者向無担保貸金業者 の消費者向無担保貸付	106,221	106,516	0.3	98,993	▲ 7.1	81,715	▲ 17.5	65,865	▲ 19.4
事業者向貸付	234,932	204,853	▲ 12.8	233,674	14.1	235,707	0.9	221,186	▲ 6.2
事業者向貸金業者 (平均貸付金利10%超)	-	-	-	13,143	-	10,988	▲ 16.4	4,458	▲ 59.4

出典：金融庁貸金業統計資料集

図3 消費者金融大手4社の平均貸付金利の推移



(参考) 貸付上限金利引下げの動き

消費者金融業者
大手が利息制限法以内への金利引下げ(新規貸付分)を実施済み。

アコム	27.375%以下	→ 12.00%~18.00% (19年6月18日)
		→ 7.7%~18.0% (20年3月31日)
プロミス	22.55%以下	→ 7.90%~17.80% (19年12月19日)
武富士	27.375%以下	→ 13.50%~18.00% (20年1月25日)
		→ 9.125%~18.00% (20年4月11日)
		→ 6.5%~18.00% (21年8月7日)
アイフル	28.835%以下	→ 12.775%~18% (19年9月14日)
		→ 6.8%~18.0% (20年6月16日)

(注) 平均貸付金利は、各期末の貸付利息収入を平均貸付残高(期首貸付残高+期末貸付残高)÷2で除すことにより算出。また、21年9月末は、4~9月を年率に換算し算出。
22年3月末は、各社の業績予想に基づき算出。

各社公表資料に基づき金融庁作成

図4 金利帯別貸付残高(消費者向貸付)

○ 無担保貸付における「20%超から29.2%」の貸付残高割合は、53%から41%へ低下。

金利帯別貸付残高の推移(消費者向貸付)

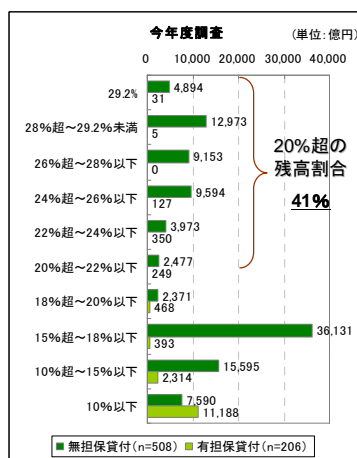
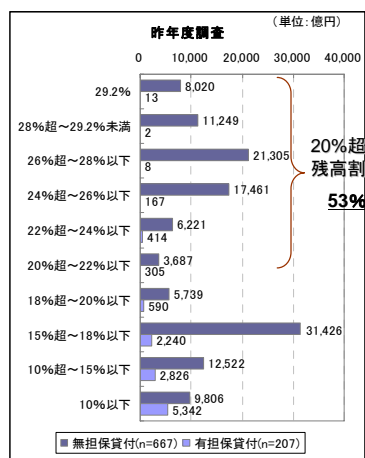
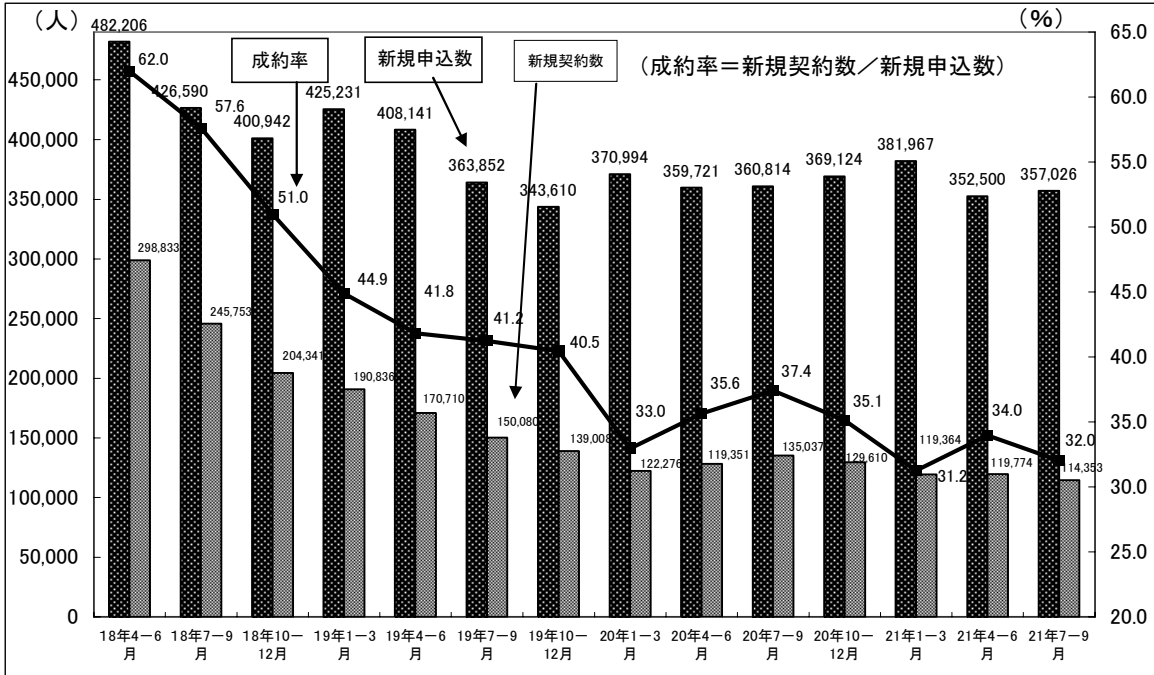


図5 消費者金融大手4社の成約率の推移



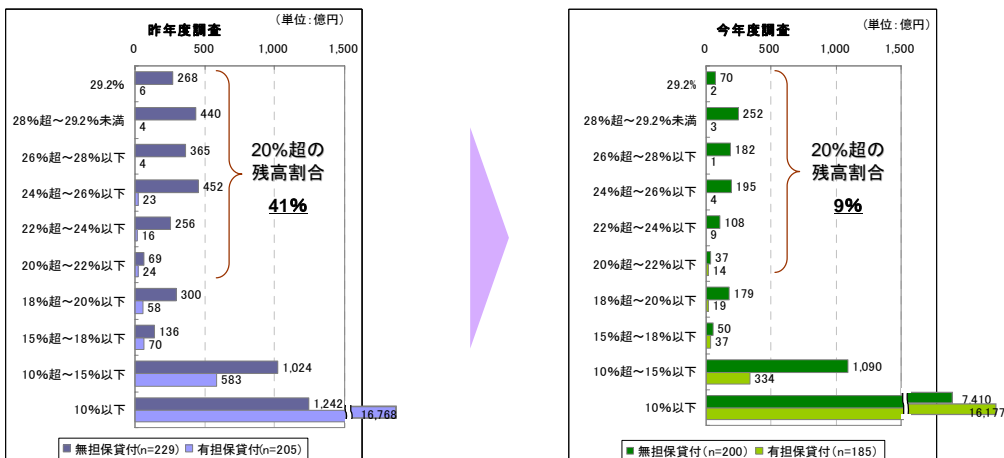
(注)17年度(17年4月-18年3月)の平均成約率は、64.8%。

各社公表資料に基づき金融庁作成

図6 金利帯別貸付残高（事業者向貸付）

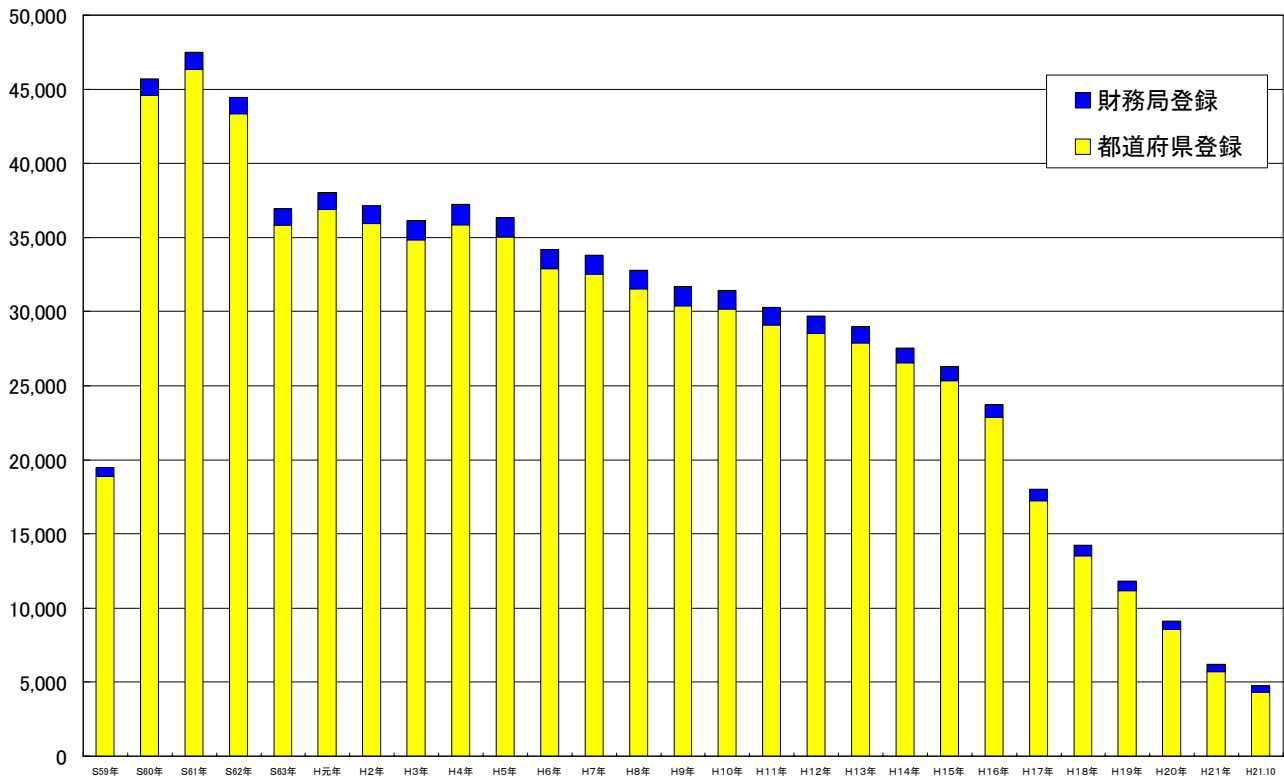
○ 事業者向貸付における「20%超から29.2%」の貸付残高割合は、41%から9%へ低下。

金利帯別貸付残高の推移(事業者向貸付)



出典:JFSA 経営実態調査(協会員)(H20・H21年度)

図7 貸金業者数の推移



出典：金融庁貸金業統計資料集

図8 無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

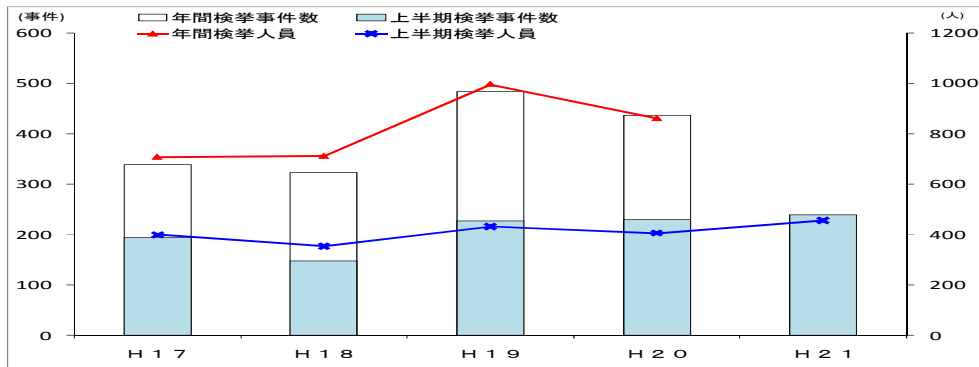
		H19/3末		H19/9末		H20/3末		H20/9末		H21/3末		H21/9末	
		人数・金額	比率	人数・金額	比率	人数・金額	比率	人数・金額	比率	人数・金額	比率	人数・金額	比率
1人当たり 無担保無保証 借入の残高あり 件数毎の人数	1件	491.6万人	42.1%	504.9万人	43.7%	508.3万人	45.1%	514.6万人	46.4%	520.0万人	48.0%	670.9万人	50.1%
	2件	233.4万人	20.0%	238.8万人	20.7%	239.8万人	21.3%	242.4万人	21.8%	244.9万人	22.6%	308.0万人	23.0%
	3件	156.0万人	13.4%	156.1万人	13.5%	154.4万人	13.7%	153.9万人	13.9%	152.0万人	14.0%	177.2万人	13.2%
	4件	115.8万人	9.9%	111.3万人	9.6%	106.3万人	9.4%	102.2万人	9.2%	94.7万人	8.7%	102.5万人	7.7%
	5件以上	171.1万人	14.7%	143.1万人	12.4%	117.7万人	10.4%	97.0万人	8.7%	72.7万人	6.7%	79.6万人	5.9%
合計	人数	1,167.9万人	100.0%	1,154.2万人	100.0%	1,126.4万人	100.0%	1,110.2万人	100.0%	1,084.1万人	100.0%	1,338.2万人	100.0%
	残高金額	136,502億円	-	128,866億円	-	120,031億円	-	112,841億円	-	103,806億円	-	113,659億円	-
	1人当たり 残高金額	116.9万円	-	111.6万円	-	106.6万円	-	101.6万円	-	95.7万円	-	84.9万円	-

出典：JICCIに登録されている情報に基づき分析を行ったもの。

注：H21年6月以降は、貸金業法対応システムにデータを一元化する作業を行っているため人数および残高金額が増加している。

図9 ヤミ金融事犯検挙状況

最近5年間に於けるヤミ金融事犯の検挙状況の推移



	H17	H18	H19	H20	H21
検挙事件数	194	148	227	229	239
検挙人員	398	353	431	405	455
検挙法人	1	3	4	8	12
被害人員等	77,640	115,853	77,850	64,908	53,483
被害額等	128億3,974万円	127億3,456万円	112億5,170万円	184億0,285万円	138億3,674万円

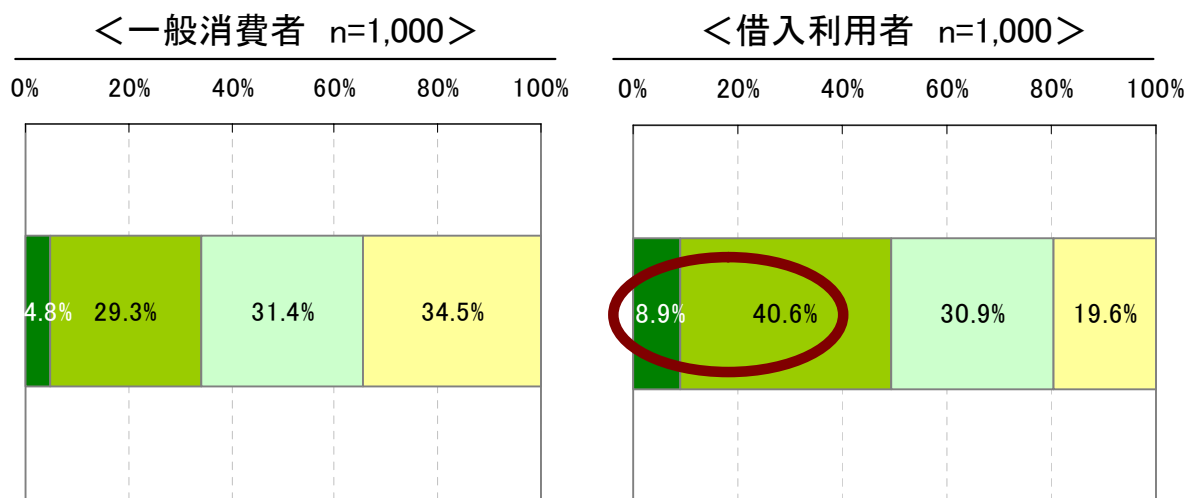
年間 (参考)

検挙事件数	339	323	484	437	-
検挙人員	706	710	995	860	-
検挙法人	7	14	20	16	-
被害人員等	173,399	154,511	148,543	141,394	-
被害額等	237億7,804万円	199億7,536万円	303億8,998万円	293億3,378万円	-

注1 ヤミ金融事犯としては、出資法違反事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した恐喝、暴行、詐欺等の事件を計上している。
 2 被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、恐喝の被害者等を計上している。
 3 被害額等には、高金利に係る貸付金額、恐喝の被害額等を計上している。

出典：警察庁

図10 貸金業法改正の認知率（一般消費者、借入利用者）



- 内容も含めてよく知っている
- 詳しい内容はわからないがある程度は知っている
- 聞いたことはあるが、内容は理解していない
- まったく知らない

出典: JFSA 認知調査 (H21年10月)